

2026年8月10日

お客さま各位

「当座勘定規定」等の改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、既にご案内しております「手形・小切手の最終振出期限の設定」および「他行を支払地とする手形・小切手の預金入金受付終了」に伴い、「当座勘定規定」等の関連規定を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

記

1. 改定する規定

- (1) 「当座勘定規定」
- (2) 「共通取引規定」
- (3) 「定期預金共通規定」
- (4) 「通知預金規定」
- (5) 「定期積金規定」
- (6) 「代金取立規定」

2. 改定内容

次頁以降の各規定「新旧対照表」をご覧ください。

3. 取扱開始および規定改定日

2026年10月1日（木）

以上

＜本件についてのお問合せ＞

ビジネスパートナー部

 0120-18-3868（受付時間：平日9時～17時）

当座勘定規定 新旧対照表

2026 年 10 月 1 日改定

新	旧
1. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(4) 省略	1. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 <u>(追加)</u> (2)～(4) 省略
7. (手形、小切手、当座預金キャッシュカード、払戻請求書による支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2)～(6) 省略	7. (手形、小切手、当座預金キャッシュカード、払戻請求書による支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>(追加)</u> (2)～(6) 省略
8. (手形、小切手用紙) (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 <u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (3)～(6) 省略	8. (手形、小切手用紙) (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>(追加)</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること <u>(追加)</u> を確認してください。 (3)～(6) 省略
17. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 省略	17. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>(追加)</u> (2) 省略
18. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振</u>	18. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年10月1日以降に振出されたもの、または振出</u>

出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。	日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。
(2) 省略	(2) 省略
小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ支払うことになりますからご承知おきください。 <u>(追加)</u>
約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>(削除)</u> 記入してください。	約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。
為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>(削除)</u> 記入してください。	為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。

共通取引規定 新旧対照表

2026 年 10 月 1 日改定

新	旧
2. (証券類の受入れ) (1) 預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(5) 省略	2. (証券類の受入れ) (1) 預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 <u>(追加)</u> (2)～(5) 省略

定期預金共通 新旧対照表

2026 年 10 月 1 日改定

新	旧
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>(追加)</u> (2) 省略

通知預金規定 新旧対照表

2026 年 10 月 1 日改定

新	旧
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>(追加)</u> (2) 省略

定期積金規定 新旧対照表

2026 年 10 月 1 日改定

新	旧
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <u>(追加)</u> (2) 省略

代金取立規定 新旧対照表

2026 年 10 月 1 日改定

新	旧
1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。 <u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>	1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。 <u>(追加)</u>